

# 重要事項説明書

〔短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス〕

(令和6年12月1日改訂)

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業所

法人の名称	社会福祉法人 清修会
法人所在地	〒493-0005 愛知県一宮市木曾川町里小牧字笹原148番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 田中秀雄
電話番号	0586-87-0010
ホームページ	<a href="http://www.seisyukai.com">http://www.seisyukai.com</a>

## 2 ご利用施設

施設の名称	短期入所生活介護事業所サンリバー
施設の所在地	〒493-0005 愛知県一宮市木曾川町里小牧字笹原148番地
施設長名	施設長 田中由起
電話番号	0586-87-0010
FAX番号	0586-87-0057
メールアドレス	seisyukai@circus.ocn.ne.jp
サービス種別	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
指定年月日	短期入所生活介護 平成15年3月28日 介護予防短期入所生活介護 平成30年4月1日
指定権者及び指定番号	一宮市 2375400096
施設等の区分	併設・空床型
利用定員	10名

## 3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		一宮市指定事業者番号		利用定数	指定基準該当サービス
		指定年月日	指定番号		
施設	介護老人福祉施設	H15.3.28	2375400088	80人	指定
居宅	通所介護	H15.3.28	2375400112	25人	指定
	介護予防通所介護相	H30.4.1			

	当サービス				
居宅	居宅介護支援事業所	H15.3.28	2375400104		指定

#### 4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、社会福祉法人清修会が開設する短期入所生活介護サンリバーの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、事務長、生活相談員、看護・介護職員、機能訓練職員（以下「主な職員等」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な看護・介護サービス等を提供することを目的とする。
短期入所生活介護事業所の運営方針	短期入所生活介護事業所あつては、事業所の主な職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
介護予防短期入所生活介護事業所の運営方針	介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、事業所の主な職員は、利用者の心身状態の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

#### 5 施設の概要

##### 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業所

敷地		2,368.00 m <sup>2</sup>
建物	構造	鉄筋コンクリート造4階建（耐火建築）
	延べ床面積	3,294.88 m <sup>2</sup>
	利用定員	10名（併設介護老人福祉施設 定員80名）

##### (1) 居室（併設介護老人福祉施設の80名部分の室数を含みます。）

居室の種類	短期入所生活介護室数	介護老人福祉施設室数	1人あたり面積
従来型個室	4室	24室	10.75 m <sup>2</sup>
多床室3人部屋	2室	16室	10.70 m <sup>2</sup>
多床室4人部屋		2室	10.75 m <sup>2</sup>

(2)主な設備 (併設介護老人福祉施設と共用します。)

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂兼談話室	6室	534.69 m <sup>2</sup>	6.68 m <sup>2</sup>
多目的ホール・機能回復訓練室	1室	143.23 m <sup>2</sup>	1.79 m <sup>2</sup>
一般浴室	1室	40.23 m <sup>2</sup>	
特殊浴室	特殊浴槽1 車イス浴2	3台	
医務・静養室/理美容室	各1室	23.62 m <sup>2</sup>	

6 職員体制 (主たる職員) ※併設介護老人福祉施設と兼務しています。

従業者の職種	員数 (常勤換算)	事業者の指定基準	保有資格
施設長	1人	1人	施設長講習
生活相談員	1人以上	1人	社会福祉主事等
介護職員	27人以上	27人	介護福祉士等
看護職員	3人以上	3人	看護師等
機能訓練指導員	1人以上	1人	マッサージ師
介護支援専門員	1人以上	1人	介護福祉士
医師	1人以上	必要数	医師免許
栄養士	1人以上	1人	管理栄養士
調理員	必要数	必要数	調理師等

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	日勤 (8:30~17:15) 常勤兼務で勤務	4週8休
生活相談員	日勤 (8:30~17:15) 常勤専従で勤務	4週8休
介護職員	・早番 (7:00~15:45) 日勤 (8:30~17:15) 遅番 (11:15~20:00) 夜勤 (16:30~9:00) ・夜間 (17:00~9:00) を含む時間帯には通常の職員配置より1名分増員して対応します。	4週8休
看護職員	・日勤 (8:30~17:15) ・夜間についてはドクターメイト(株)と契約し夜間オンコール代行サービス (17:30~8:00) により看護師又は医師に連絡相談します。	4週8休



<p>社会生活上の便宜</p>	<p>当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を爽りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブ活動（書道、絵画、音楽等の趣味活動）、喫茶コーナー（随時）</li> <li>・主なレクリエーション行事</li> </ul>
<p>送迎</p>	<p>当事業所では、利用者の心身の状況及び社会環境に応じて送迎サービスを行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の事業実施地域は、愛知県一宮市となります。</li> <li>・通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり10円徴収します。</li> </ul>
<p>虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、再発を防止するため、次の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の防止に関する担当者及び高齢者虐待防止及び事故対策防止委員会の設置</li> <li>・虐待の防止に関する指針の整備</li> <li>・虐待の防止に関する定期的な職員研修の実施</li> <li>・職員及び養護者による虐待発生時の通報義務</li> <li>・虐待の発生が疑われる場合においても、上記と同様の対応</li> </ul>
<p>身体拘束廃止の廃止及び事故の防止の措置に関する事項</p>	<p>当事業所では、提供するサービスにおいて利用者の尊厳を冒す身体拘束を廃止し、安全や安心な生活を阻害する事故を防止していくため、次の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故対策に関する担当者及び高齢者虐待防止及び事故対策委員会の設置</li> <li>・身体拘束廃止及び事故防止のための指針の整備</li> <li>・身体拘束廃止及び事故防止に関する定期的な職員研修の実施</li> </ul>
<p>感染症、食中毒の予防及び蔓延防止の措置に関する事項</p>	<p>当事業所では、利用者の安全管理の観点から、各種感染症及び食中毒を予防、蔓延の防止に努めるため、次の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症、食中毒の予防及び蔓延防止に関する担当者及び医療・感染対策委員会の設置</li> <li>・感染症、食中毒の予防及び蔓延防止のための指針の整備</li> <li>・感染症、食中毒の予防及び蔓延防止に関する定期的な職員研修の実施</li> </ul>
<p>業務継続計画（BCP）に関する事項</p>	<p>当事業所では、安定した施設運営を継続する観点から、災害及び感染症対策において業務継続計画（BCP）を策定し、次の措置を講じます。</p> <p>策定日：令和6年4月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BCPの適切な遂行を行う委員会の設置</li> <li>・BCPに基づく定期的な訓練及び研修</li> <li>・BCPの定期的な見直し、周知活動</li> </ul>

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討することに関する事項	<p>当事業所では、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため、次の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に関する検討を行う業務改善委員会の設置</li> <li>・上記に関する継続的な業務改善の検討、研修の実施</li> <li>・上記に関する業務改善内容の普及、周知</li> </ul>
事故発生時の対応に関する事項	<p>当事業所では、利用者への介護サービスの提供中に事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等、居宅介護支援事業者等の関係機関に連絡を行い、必要な措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の状況及び事故に際して採った措置の内容について記録します。</li> <li>・万が一の利用者の損害に備えて損害賠償保険に加入しております。但し、当事業所に故意過失がない場合は適用されません。</li> </ul>

## 9 利用料（別紙利用料金表を参照）

### （1）介護保険法定給付（介護保険自己負担分は1単位10,33円で計算します）

※社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度を適用しております。適用の場合は認定証に記載の金額が適用されます。

### （2）介護保険法定給付外サービス

区 分	利 用 料
滞在費 (令和6年8月以降)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多床室 915円〈1日あたり〉</li> <li>・従来型個室 1,231円〈1日あたり〉</li> </ul>
食費	<p>朝食 500円 昼食 550円 夕食 550円</p> <p>食数実績のみの金額となります。但し、突然の予定変更等に伴う欠食については事前調整が困難であることから食数実績として請求させていただきます。</p>

(注) 滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とします。

### （3）入所者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
特別な食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事食（敬老会、夏祭り、バイキング食等）</li> <li>1,650円〈1食あたり〉</li> </ul>
理容・美容サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問理美容サービスをご利用いただけます。</li> <li>ご利用料金は別途メニュー表をご確認ください。</li> </ul>
日常生活品の購入	購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費
貴重品の管理	自らの手による金銭を含む貴重品の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。費用は無料です。
日常生活に要する費用で本人に負担いた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫茶コーナー利用代金</li> </ul>

だくことが適当であるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気代</li> <li>・日常生活品の購入代金</li> <li>・レクリエーション費用</li> </ul>
--------------	--

(注) 食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている場合、その認定証に記載された金額と、もしくは、実費と比較して低い金額を1日あたりの料金とします。

## 10 苦情等申立先

苦情相談窓口	窓口担当者 生活相談員 ご利用時間 8:30～17:15 (月～金) 連絡先 0586-87-0010
苦情解決責任者	苦情責任者 施設長 田中 由起 ご利用時間 8:30～17:15 (月～金) 連絡先 0586-87-0010
第三者委員	後藤 正勝 電話 0586-87-4384 櫻井 善雄 電話 0587-32-7523
市町村	一宮市役所 介護保険課 連絡先 0586-85-7017 ご利用時間 月～金(祝日除く) 8:30～17:15 その他市町村 連絡先
国保連合会	愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談室 連絡先 052-971-4165 ご利用時間 月～金(祝日除く) 9:00～17:00

## 11 協力医療機関

### (1)

医療機関の名称	一宮市立木曾川市民病院
所在地	一宮市木曾川町黒田字北野黒 165 番地
電話番号	0586-86-2173
診療科	内科、外科、整形外科
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と木曾川病院とは、入所者に病状の急変があった場合、緊急に入院治療できます。

### (2)

医療機関の名称	松波総合病院
所在地	岐阜県羽島郡笠松町田代 185-1

電話番号	058-388-0111
診療科	内科、外科、整形外科、循環器科、呼吸器科等
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と松波総合病院とは、入所者に病状の急変があった場合、緊急に入院治療できます。

## 1.2 協力歯科医療機関

名称	医療法人 くずや歯科
歯科医師	葛谷幹雄
所在地	一宮市木曾川町玉ノ井字寿東 149 番地 1
電話番号	0586-86-6311

## 1.3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める併設介護老人福祉施設の「消防計画」・「非常災害対策計画」・「避難確保計画」に則り適切に対応します。		
近隣との協力関係	地域自治会と必要に応じて協議の場を設けます。非常時の相互の応援を約束しています。		
平常時の訓練等防災設備	別途定める併設介護老人福祉施設の「消防計画」・「非常災害対策計画」・「避難確保計画」に則り定期的な、夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。		
	設備名称	個数等	設備名称
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター
	非難階段	1 個所	屋内消火栓
	自動火災報知機	あり	非常通報装置
	誘導灯	あり	漏電火災報知機
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。		
消防計画	消防署への届出日：平成18年1月18日 防火管理者：堀野 貴之		
非常災害対策計画	策定日：令和元年4月1日 地震等の大規模災害に関する当事業所の対策計画		
避難確保計画	一宮市への届出日：令和4年8月31日 「一宮市洪水ハザードマップ」令和3年度改訂により浸水洪水想定区域（想定最大規模）に該当		



1 4 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（9：00～18：00）を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。また、来訪者名簿（面会簿）にも記入して下さい。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外泊、外出の際は必ず行き先と帰宅時間を事前に職員に申出てください。
設備・備品等の利用	事業所内の設備、備品、器具等は本来の用法に従いご利用下さい。これに反し、悪質と判断される利用により破壊等が生じた場合は、賠償していただくことがございます。
迷惑行為等	騒音、危険行為等の他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮願います。発見した場合は、利用の中断、中止を勧告する場合がございます。喫煙は屋外、飲酒はできません。
手荷物の管理	当事業所において預かり証を作成し管理します。 手荷物確認表をご参考に紛失、混入等を防ぐため必要最小限として下さい。ご本人様と分かる記名、目印等がない手荷物の責任は負いかねますので予めご了承下さい。
現金等の管理	原則、利用期間中は施設管理の金庫にて保管します。ご利用者様ご本人のご意思により居室内保管した場合は責任を負いません。
宗教・政治活動等	事業所内での宗教、政治活動及び営業（金銭的利益不利益を生む行為）活動、その他勧誘行為は一切ご遠慮願います。これに反した場合は、上記と同様に他の利用者への迷惑行為と判断させていただきます。
持ち込み行為	ペット等の飼育動物の持ち込み、また、他の利用者の関心をひく、上記勧誘行為に該当しそうな物品の持ち込みはご遠慮願います。
第三者評価の実施の有無	当事業所では、第三者評価の受検は実施しておりません。
ハラスメント行為に対する対応	利用者様及びご家族様等から当事業所の職員へ以下のハラスメント行為が確認された場合は契約解除及び損害賠償請求も含めて厳正に対応いたします。 殴る、蹴る、抓る等の暴行行為 「死ね」「役立たず」等の尊厳を傷つけるような暴言行為 近くで怒鳴る、反社会勢力等との関わりを示す、恐怖心を与える、職員の求めに反してペットを放し飼いにする等の威嚇行為 必要もなく手や腕を握る、抱きしめる、性的な言動、要求等のセクシャルハラスメント行為 サービス契約以外の労力、介護保険制度から逸脱するサービス内容の要求等の過度な要求行為 事業所、職員の許可のない撮影行為、撮影映像等のSNS上等で無断投

	稿、第三者への無断公開、執拗に連絡先、住所等の個人情報を尋ねる等のプライバシー侵害行為 上記に類する契約当事者間の信頼関係を破壊する一切の行為
利用の中止、中断	上記、迷惑行為等及び当該重要事項を記した文書並び当該契約行為を違反する行為については、利用の中止及び中断を勧告する場合がございます。また、利用者様及びご家族様からのハラスメント行為についても同様とさせていただきます。

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名 生活相談員）から上記重要な事項の説明を受けたことを確認のうえ、同意いたします。

令和      年      月      日

利用者                      住 所

氏 名

署名代行者              氏 名

続柄

利用者の家族等              住 所

氏 名

続柄

注 施設利用契約における、施設使用の際の留意事項を含む。